

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	後期高齢者医療保険関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

標茶町は後期高齢者医療保険関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本町では、情報セキュリティに関する基本方針、基準等を定め、町が保有する情報資産を適切に管理し個人情報保護対策の徹底を図っている。

評価実施機関名

北海道標茶町長

公表日

平成27年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険関連事務
②事務の概要	<p>【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律および関連法規並びに町条例等に基づき、保険者である北海道後期高齢者広域連合を介し、被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付事務、被保険者証及び資格証明書の引き渡し並びに返還の受付事務、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引き渡し事務、北海道後期高齢者医療広域連合で賦課決定した保険料の徴収及び収納保険料を広域連合へ納付する事務、この他後期高齢者医療保険制度に関連する事務のうち、市町村において行うこととされている事務を行う。</p> <p>【特定個人情報を取り扱う業務】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 保険給付、資格管理2. 後期高齢者医療保険料の賦課及び徴収3. 保険事業4. 後期高齢者医療広域連合への情報提供
③システムの名称	総合行政システム(後期高齢者システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番 59
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 項番 (80、82)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長	住民課長 佐藤吉彦
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	標茶町役場総務課 〒088-2312 北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	標茶町役場総務課 〒088-2312 北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる